

# PwC Legal Insight (No.07/2021)

## 中小企業を保護するための与信期間の設定

Issued Date: 1 Sep 2021

2021年5月24日、タイの取引競争委員会(TCC)が新たな告示を発表しました。

2021年5月24日、タイの取引競争委員会(Trade Competition Commission: 以下TCC)は、新たな独占禁止ガイドラインである「TCC告示:商品販売またはサービス提供者である中小企業の公正取引慣行における与信期間の設定に関するガイドライン」を発表しました。

新ガイドラインは、中小企業が製品の販売やサービスを提供する際に、不公正な取引慣行から設定される与信期間から保護するものです。本ガイドラインは2021年6月18日に官報に掲載され、180日間の待機期間を経て2021年12月中旬に施行されます。

本ガイドラインは、中小企業が流動性を高め、取引において、顧客の強い交渉力や不平等、貿易障壁の乱用から保護することを目的としています。本ガイドラインでは、中小企業とは以下のとおり定義されます。

1. 従業員数が200名以下か、または年間売上高が5億バーツを超えない製造業者
2. 従業員数が100名以下か、または年間売上高が3億バーツを超えないサービス業者、卸売業者および小売業者。

### 最大与信期間

本告示では、顧客が中小企業から製品およびサービスを購入する際の与信期間を、製品およびサービスに応じて30日または45日に制限されます。具体的には、以下に通り上限を定めています。

- 販売業者、製造業者およびサービス提供者については、45日間
- 農産物または農産物の一次加工品(生産工程が複雑でないもの)を扱う販売業者、製造業者およびサービス提供者については30日間

上記よりも長い与信期間を設ける場合は、合理的なビジネスおよびマーケティングまたは経済的な観点から合理的であるとみなされる必要があり、支払および与信期間に関連する契約条件に従うものとします。

## 最大期間の計算

与信期間は、製品またはサービスが納品され、必要書類が提供された日より開始されます。委託取引の場合、期間は、受託者が合意された数量および金額の販売を完了した日より開始されます。

## 取引信用決済

中小企業の取引先である事業者は、通常の取引における支払プロセスを明確に示す必要があります。一方、中小企業は、従業員数や年間売上高に関する文書化された証拠を含む、中小企業ステータスの証明が必要となります。

## 違反とみなされる行為の例

本ガイドラインでは、以下の行為が違反とみなされ得る行為として挙げられています。

- 正当な理由がなく、商品またはサービスの代金支払いが、定められた与信期間を超えること。
- 少なくとも60日前の事前通知を行わず、かつ、正当な理由なく、与信期間および契約条件を変更すること。
- その他の違反行為、例えば、中小企業に不要な負担を強いいる特定の条件等。

## 適用

まず、本告示の意味を理解することが重要です。本告示は既存の契約にも適用されるため、ガイドラインに反した中小企業にとって不利な契約については、不公正な契約とみなされる可能性があります。

したがって、進行中および保留中の契約を締結している事業者は、ガイドラインを遵守するために、契約の見直しを行い、必要に応じて与信期間を調整する必要があります。

また、中小企業と取引を行う顧客は、与信期間や取引条件を交渉する際に、本ガイドライン、特に最大与信期間に十分に注意が必要です。本ガイドラインに違反した場合の罰則は、事業運営に重大な影響を与える可能性があるためです。

## 検証

本告示に違反した場合、民事および行政上の両方において、重大な罰則が科せられます。罰則は以下に概略を説明します。また、タイの取引競争委員会事務局 (Office of TCC: 以下OTCC) が違反差し止めに関する行政命令を出す可能性が含まれています。

- 民事責任: 損害を受けた中小企業への金銭的賠償 – 民事訴訟は、損害を受けた当事者またはOTCCのいずれかにより提訴される可能性があります。
- 行政責任 : 違反した年の総売上高に対し10%を超えない額の罰金

独占禁止法では、個々の中小企業が裁判所またはOTCCのいずれかに訴えを提起することができると規定されています。特にタイの取引競争委員会が中小企業の定義を拡大したことにより、今後訴えの件数は増加する事が見込まれます。

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers (Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666



Vunnipa Ruamrangsr  
Piniti Chomsavas

日本企業部 (Direct Telephone)

**魚住 篤志**  
(0 2844 1157/Mobile:08 18220338)  
atsushi.uozumi@pwc.com

**武部 純**  
(0 2844 1209/Mobile:08 48747425)  
jun.takebe@pwc.com

**加藤 夏樹**  
(0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)  
natsuki.k.kato@pwc.com

**小島 大佑**  
(0 2844 1269/Mobile:08 45554601)  
daisuke.k.kojima@pwc.com

**名賀石 樹**  
(0 2844 1366/Mobile:09 22490014)  
tatsuki.nakaishi@pwc.com

**松永 大輔**  
(0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)  
daisuke.m.matsunaga@pwc.com

**木村 洋平**  
(0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)  
yohei.a.kimura@pwc.com

**原 亜記子**  
(0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)  
akiko.hara@pwc.com

**川又 麻美**  
(0 2844 1321)  
asami.kawamata@pwc.com

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。